

改正後

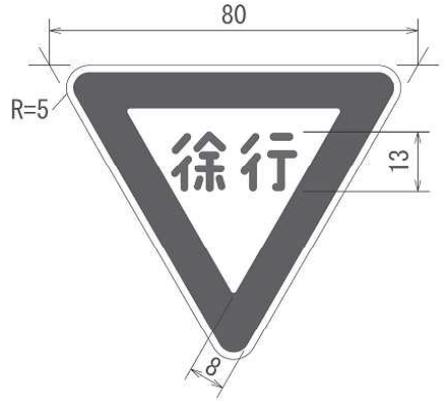
道優前 路先方		徐 行		[略]	種類	番号	表示する意味	設置場所	規制標識	[略]	警戒標識	[略]	案内標識	別表第一(第二条関係)
9の2-A・B)		(329-A・B)												
交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路と		定すること。 が徐行すべきことを指し、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端												

改正前

道優前 路先方		徐 行		[同上]	種類	番号	表示する意味	設置場所	規制標識	[同上]	警戒標識	[同上]	案内標識	別表第一(第二条関係)
(329の2)		(329)												
交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路と		定すること。 が徐行すべきことを指し、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端												

別表第二(第三条関係) 案内標識 [略] 警戒標識 [略] 規制標識 [略]	指示標識 [略]	一時停止	(32)	して指定すること。 交通法第四十三條の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
		(330—A・B)			

別表第二(第三条関係) 案内標識 [同上] 警戒標識 [同上] 規制標識 [同上]	指示標識 [同上]	一時停止	(330)	して指定すること。 交通法第四十三條の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端

<p>一時停止</p> <p>(330—A)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2—A) (329—A)</p>
<p>一時停止</p> <p>(330—B)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2—B) (329—B)</p>

<p>一時停止</p> <p>(330)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2) (329)</p>
--------------------------	--	---------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考
[略]

備考

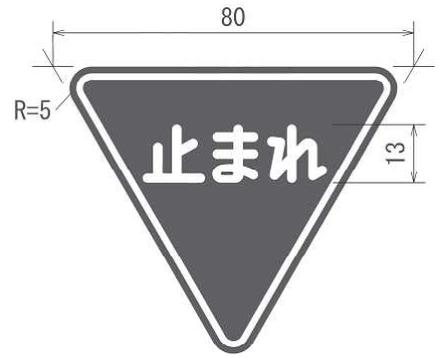
[略]

補助標識

[略]

指示標識

[略]



備考
[同上]

備考

[同上]

補助標識

[同上]

指示標識

[同上]

